

## 動物の輸出入検疫速報(平成22年1月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,489	-
豚	16	-
めん羊	-	-
山羊	12	-
その他の偶蹄類	-	-
馬	356	3
その他の馬科	-	-
兎	362	3
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	24,804	-
初生ひな(その他)	1,412	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	11,447
犬	796	338
猫	108	106
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	-	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

輸入畜産物検疫数量速報（平成22年1月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	1,843,608	683,408	11,261	51,095	63,255	16	2,652,644
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	33,367,801	69,551,111	1,462,361	8,775	-	-	519,501
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,231,566	-	119,405	15,641	864,805	2,234,525	187,891
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	2,162	584,758	444	36,963,531	-	650,139	5,826,115
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
23,556,568	2,328,055					179,475,152	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	108,944	13,189	503	-	-	-	52,200
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	1,784,602	239,760	338,823	1,180,708	6,145	-	121,156
加熱処理その他の家禽臓器						計	
8,100						3,854,131	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	674,852	-				674,852
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,872,611	210,144	18,500	-	8,134	-	125,218
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
700	-	-				3,235,308	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	2,255	-	22,732	-	865	1,355
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
2,750	306,287	-	-			336,245	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	141,270	-	-	-			141,270
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	53,396	25	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	16,310,611	-	52,350				16,362,961
							総計
							206,732,562

資料) 動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。  
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。  
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。  
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。  
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。  
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。  
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。  
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。  
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。  
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

## 輸出畜産物検査数量速報（平成22年1月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	80	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						80
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	56,243	354,805	-	-	-	-	516
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,647	291	-	-	1,323,101	-	41,237
							計
						1,777,840	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	24,278	-	-	14,520	26,860	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-						65,658
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	72,350	-	10,000				82,350
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,574,402	5,892,148	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				7,466,550
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	45	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	48,883	-	-			48,928
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	-				0
							総計
							9,441,406

## 資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。  
2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。  
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びそのほかのかも目由来の肉である。  
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。  
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。  
6. 「その他の肉(臓器)」は、餃子やピザなど肉(臓器)の調製品である。  
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含まない。  
8. 総計に「その他の畜産物」は含まない。